

国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程 平成20年4月28日 20教規程第24号</p> <p>第1条～第6条 省略略</p> <p>附 則 この規程は、平成20年4月28日から施行する。</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式 略</p>	<p>第1条～第6条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 <u>第1条</u> この規程は、平成20年4月28日から施行する。 <u>第2条</u> 平成23年3月31日に国立大学法人東京農工大学における「<u>若手人材育成拠点の設置と人事制度改革</u>」事業に従事する職員就業規則（18経教規則第9号）（以下「<u>若手人材育成事業就業規則</u>」という。）の適用を受けて在職した職員が、引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合における任期は、<u>第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる任期から若手人材育成事業就業規則の適用を受けて在職していた期間を減じた期間とする。</u></p> <p>別表 省略（現行どおり）</p> <p>別紙様式 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23教規程第21号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。